

(参考図書紹介)

## 疑わしきは開発せず

日本海洋学会編『有明海の生態系再生をめざして』を読んで

俵 浩三

いま日本の公共事業で大きく問題視されているもののひとつに「諫早湾干拓事業」がある。九州・有明海の一部をなす諫早（いさはや）湾の奥部は、一九九七年、全長七<sup>km</sup>に及ぶ「ギロチン」のような塩受け堤防の鉄板で締め切られ、泥海を這うムツゴロウの断末魔などがしばしばテレビで放映されたが、その光景は北海道民にも強い印象を与えた。

有明海は熊本・福岡・佐賀・長崎の四県に囲まれた内海で平均水深は二〇<sup>m</sup>ほど浅く、潮流が早く干満の差が五〜六<sup>m</sup>もあるため、沿岸には日本一広大な泥質の干潟が出現する。北海道には生息しないムツゴロウ（ハゼ科の魚）、タイラギ（二枚貝）、シオマネキ（カニ）など珍しい生きものの傍らには、赤いじゅうたんを敷いたようなシチメンソウの塩湿地植物群落も発達し、それは北海道のアッケシソウと見間違えうばかりの景観で、親しみが感じられる。渡り鳥は、その名も筑紫がついたツクシガモをはじめ、シギ・チドリ類も多い。このような生物多様性を背景に、有明海一帯は漁業やノリ養殖が盛んな地域である。

一九八九年、農林水産省によって着工された諫早湾干拓事業は、長崎県諫早市の水害防止（満潮時の河川逆流防止）を兼ね、湾内三五〇<sup>ha</sup>の水面を締め切り、そのうち一八〇〇<sup>ha</sup>を干拓地（〇二年、再評価で九〇〇<sup>ha</sup>に變更、残りは調整池）とする計画で、工費は二五〇〇億円といわれる。有明海の干拓は、とくに佐賀

県、福岡県側では江戸時代以前から、徐々に前浜の埋め立てが行われてきたが、諫早湾干拓のような大規模な自然改造が短期間に行われたことはなかった。

この工事が始まるころから、諫早湾だけでなく有明海全体に赤潮が発生したり、魚介類の減少傾向が見られるようになり、とくに「ギロチン」の塩受け堤防が締め切られてからは、赤潮の発生が大規模化し、養殖ノリの不作が深刻となるような事態をまねいた。

『有明海の生態系再生をめざして』は、日本海洋学会に関係する研究者たちが、そのような環境変化を憂慮し、有明海の自然環境の特徴、開発行為の歴史、諫早湾干拓事業がはじまる前後からの潮流、物質循環、低質、生物相などの変化、漁獲量の変遷などを、科学的なデータに基づいて考察したものである。

その結果、潮流の変化は月の引力の周期的変化が低調期にあるなど自然現象の要素も一部には認められるものの、「水質の変化、感潮域の河口域の環境変化、干潟域の減少、潮位差と潮流の変化、調整池の影響」などを総合的に検討すると、「干拓事業による諫早湾奥部の締め切りが、有明海の特に湾奥部における生物生産に大きな悪影響を与えたと考えられ、……養殖ノリやタイラギの不作と干拓事業との因果関係が高いと考えるに至った。一九八九年に始められた諫早湾干拓事業は、長年にわたる埋め立てやダム建設その他の開発行為によって劣化してきた漁場環境に、潮流変化を引き

起し、調整池から汚濁物質を負荷することに  
り、さらに悪化を強めた可能性が高い」と結論づけて  
いる。

こうした因果関係は、漁民たちにとっては肌で感じ  
られるので、〇二年一月、地元有志が工事差し止め  
を提訴した。〇四年八月、佐賀地裁は諫早湾干拓と有  
明海の漁業被害に一定の因果関係を認め、工事差し止  
めの仮処分を決定した。北海道新聞社説(〇四・八・  
二七)は「諫早湾干拓・工事やめ水門開けては」と論  
じているが、農水省は仮処分決定を不服として異議申  
し立てを行い、〇五年五月、福岡高裁は因果関係を一  
部に認めながらも、「漁業被害の証明が十分ではない」  
と佐賀地裁の仮処分をとり消した。北海道新聞社説(〇  
五・五・一七)は「諫早湾干拓・納得できない高裁決  
定」と反論している。なお公害等調整委員会は〇五年  
八月、漁業被害と干拓事業との因果関係は「高度の蓋  
然性(がいぜんせい)がない」と因果関係の裁定を求  
めた申請を却下した。この情勢に農水省は勢いを得て  
工事を再開、〇六年中には完成の見込みだという。

「有明海の生態系再生をめざして」は、工事が完成す  
る勢にある現実を見つめ、完成後に有明海の自然環境  
を少しでも回復させるためには、まず締め切り水門を  
中・長期にわたって開け、それによる潮流の変化など  
を調査することを提案している。中・長期に開門して  
調査を行うことは、これまでも何回か機会があった  
が、そのたびに農水省の官僚が拒んできた。例えば北  
海道新聞(〇一・一・二七)は、「有明湾ノリ『色落ち』  
深刻／諫早干拓元兇説も／水門どうする揺れる農水  
省・大臣『開ける用意』・官僚『判断は早計』』という  
見出しで、大臣対官僚の対立を報じている。行政は自  
ら実施した公共事業がノリ不作や漁業不振の元兇と証  
明されるのは困るので、意地でも水門を開けたくない

のである。

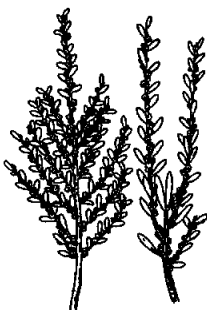
農水省は開門しない理由に新たな漁業被害の発生を  
あげているが、「有明海の生態系再生をめざして」は、  
農水省の主張に対しては検討を加え、被害を生じない  
ような開門方法のあることを提示している。また関係  
行政機関は「有明海及び八代海を再生するための特別  
措置に関する法律」にもとづいて、有明海の実環境保全・  
改善と漁業振興の基本方針を定めているが、それに対  
しても改善すべき点を指摘し、本格的な有明海の生態  
系再生に向けて、とりくむべき調査研究の課題を提示  
している。

このように「有明海の生態系再生をめざして」は、  
日本海洋学会の有志が執筆した時機を得た出版物であ  
るが、その編集・執筆の中心となったのは佐々木克之  
(元中央水産研究所室長である。その佐々木氏は現在  
北海道自然保護協会理事として活躍中である。本誌で  
も有明海の干拓事業と漁業被害の因果関係の「論争」  
を紹介しているので、お読みいただきたい。

ところで、このような因果関係は、先に記したよう  
に佐賀地裁は一定の関係を認め、福岡高裁は「証明が  
不十分」、公害等調整委員会は「高度の蓋然性がない」  
と因果関係の成立を認めなかった。ここで思い出され  
るのがもう三十年前も前の一九七一年、四大公害裁判  
の第一号判決となった「イタイイタイ病」である。こ  
こでは鉱山から排出するカドミウムがイタイイタイ病  
の原因とする原告側に対し、被告の鉱山側はカドミウ  
ムでイタイイタイ病が発生するメカニズムが証明され  
ていないと反論してきたが、判決では「イタイイタイ  
病の主因が鉱山の排出したカドミウムであることは、  
疫学的な調査研究から明らかで、病理のメカニズムは  
細部が不明であっても原因確定に影響しない」と断定し  
た。

ちょうど時を同じくして一九七一年に新設された環  
境庁では、その判決に学んで、因果関係が立証されな  
くても「疑わしきは開発せず」を行政指針とした。「有  
明海の生態系再生をめざして」が明らかにした因果関  
係にも、「疫学的」な証明が多く含まれている。なお広  
辞苑によれば「疫学」とは、「疾病・事故・健康状態に  
ついて、地域・職域などの多数集団を対象とし、その  
原因や発生条件を統計的に明らかにする学問」とある。  
したがって諫早湾干拓事業も疫学的に「疑わしきは開  
発せず」を尊重しなければならぬのに、農水省・高  
裁・公害等調整委は「証明されていない」と開発を加  
速させた。ここには環境行政の原点が忘れ去られてい  
る。

そのような意味で「有明海の生態系再生をめざして」  
は、九州の問題ではあっても、北海道の開発事業に共  
通する教訓を含んでいる。なお日本海洋学会編「有明  
海の生態系再生をめざして」(恒星社厚生閣、二〇〇五)  
は、北海道自然保護協会事務所に備えてあるので、関  
心のある方はお読みいただきたい。



(シチメンソウ)